

後期基本計画

◇計画の全体像

将来像

せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島

基本目標

1
安全・安心に
暮らせるまち

2
健康で福祉が
充実したまち

3
未来につなぐ
人材を育むまち

4
交流とにぎわいの
あるまち

5
快適で
暮らしやすいまち

6
共に創る持続的に
発展するまち

施策項目

- 1 防災・減災対策
- 2 生活安全・消費生活
- 3 環境・森林保全
- 4 廃棄物対策
- 5 生活給排水

- 6 健康・医療・保険
- 7 スポーツ
- 8 地域共生・生活自立支援
- 9 子育て
- 10 高齢者保健・福祉
- 11 障がい者福祉

- 12 幼児教育・小中学校教育
- 13 生涯学習・青少年・図書館
- 14 文化芸術・文化財
- 15 多文化共生・平和
- 16 男女共同参画

- 17 商工業・新産業・企業誘致
- 18 観光
- 19 農業
- 20 就労・労働者支援

- 21 土地利用
- 22 市街地（まちなか）整備・景観
- 23 道路
- 24 公共交通
- 25 住環境・移住定住・上水道
- 26 水辺空間・公園

- 27 共創・コミュニティ
- 28 スマート自治体【DX推進計画】
- 29 行財政運営【行政改革推進プラン】

1
ひとを呼び込み、
しごとをつくり、
安心して働く
ようにする

2
若い世代の結婚・
出産・子育ての
希望をかなえる

3
新たなにぎわい
と交流で、
ひとと資金の
流れをつくる

4
スマートで
魅力的なまちを
共につくる

住むなら三島・総合戦略との関係性

◇各施策と SDGs との関連

基本目標	施策項目	1 貧困をなくそう	2 飲食をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 シェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
							
1 安全・ 安心に 暮らせる まち	1 防災・減災対策						
	2 生活安全・消費生活						
	3 環境・森林保全						
	4 廃棄物対策						
	5 生活給排水						
2 健康で 福祉が 充実した まち	6 健康・医療・保険						
	7 スポーツ						
	8 地域共生・生活自立支援						
	9 子育て						
	10 高齢者保健・福祉						
	11 障がい者福祉						
3 未来に つなぐ 人材を 育むまち	12 幼児教育・小中学校教育						
	13 生涯学習・青少年・図書館						
	14 文化芸術・文化財						
	15 多文化共生・平和						
	16 男女共同参画						
4 交流と にぎわい のある まち	17 商工業・新産業・企業誘致						
	18 観光						
	19 農業						
	20 就労・勤労者支援						
	21 土地利用						
5 快適で 暮らし やすい まち	22 市街地（まちなか）整備・景観						
	23 道路						
	24 公共交通						
	25 住環境・移住定住・上水道						
	26 水辺空間・公園						
	27 共創・コミュニティ						
6 共に創る 持続的に 発展する まち	28 スマート自治体【DX 推進計画】						
	29 行財政運営【行政改革推進プラン】						

基本目標1 安全・安心に暮らせるまち

1 防災・減災対策

めざす姿

迅速な情報伝達や被災者支援を可能とするための危機管理体制を構築しているほか、地域防災力が高く、自助・共助優先の考え方が浸透した自主防災組織や市民による災害への備えができます。

指 標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
自主防災組織における防災訓練実施率	86.7%	95%	年1回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合
消防団員充足率	73.7%	80.0%	消防団員の定員に対する充足率

現状と課題

【地震や風水害、火山噴火など災害対応力の向上】

☆ 想定される南海トラフや相模トラフを震源とする地震、激甚化する風水害、富士山の噴火など市民の生命・身体・財産を脅かす自然災害が懸念されているため、過去の災害からの教訓や国・県における最新の地震被害想定などを踏まえた災害対応力の向上と、防災資機材や設備の計画的な整備・更新が必要となっています。

【地震・水害・急傾斜地対策の推進】

☆ 地震や水害では、住宅の耐震化や計画的な河川整備、土砂災害の対策工事を行っていますが、多大な事業費（や土地所有者の確認）など課題も多くあり、整備に時間を要しています。特に住宅の耐震化においては、経済的・法的な問題もあり、躊躇する市民が一定数存在します。

水位センサーや監視カメラの設置箇所を増やし、DXを活用した河川監視体制をより一層強化するほか、都市下水路の老朽化対策を行うとともに、ブロック塀や建物倒壊による道路寸断などの危険性について地域ぐるみで危機意識を共有する必要があります。

【防災意識の向上と地域防災力の強化】

☆ 市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、家庭での災害用の備蓄を促進するため、防災教育を推進することが求められています。また、発災初期の救出・救助、初期消火などにおいて大きな力となる、自主防災組織の強化も重要となっています。

【消防団の充実強化】

☆ 少子高齢化の進展などに伴い、地域防災力の要となる消防団員の不足や高齢化が深刻になっています。地域防災力向上のためには、若者や女性を中心とする消防団員の確保を図るだけではなく、団員数の減少に伴う、現行の消防団体制の見直し等が必要となっています。

施策の方向

(1) 危機管理体制の強化

①危機管理事象への対応力の向上

大規模自然災害などから市民の生命、身体、財産を守るために、避難情報の発令などに関するマニュアルの見直しをはじめ、各種訓練・研修により職員の危機管理意識や市の組織対応力の向上を図るとともに、市民メールやSNSなども活用した多様な情報伝達システムの構築に努めます。

②関係機関と連携した被災者支援体制の整備

国、県、消防、災害協定締結自治体、自衛隊などの関係機関や地域の事業者、民間団体、ボランティア団体などとの連携や支援体制を強化します。また、被災者支援の新システムの適切かつ効果的な運用に努めるとともに、防災施設や避難所運営に必要な防災資機材の整備と充実などを図ることで避難生活の質の向上を目指します。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

①地震対策の推進

地域や民間団体と連携して、住宅やブロック塀等の耐震化及び耐震シェルターや防災ベッドなどの命を守る対策について、市民への周知、専門家を交えた適切な指導・誘導に努め、地震被害の抑制を図ります。

②水害対策の推進

国や県と連携し、河川整備を実施するとともに、河川や都市下水路施設の維持管理を行い、浸水被害を低減します。また、水位センサーや監視カメラなどによる河川の監視体制の強化に努め、市民の安全を確保します。

③急傾斜地の崩壊防止・土砂災害対策の推進

急傾斜地の崩壊防止や土砂災害対策を推進するため、県との連携による計画的な工事を実施します。

(3) 地域防災力の強化

①意識啓発・防災教育の推進（自助）

防災意識を高めるため、平時から備蓄品の準備や家具の固定などの防災対策を支援します。また、災害発生時に自ら適切に行動できるよう、総合防災マップや各種ハザードマップの周知を図るとともに、防災教育や効果的な啓発事業を推進します。

②地域の防災力の強化（共助）

地域の防災活動に参加しやすい環境整備を行い、自主防災組織の活性化を図ります。また、発災時の地域の防災拠点となる避難所の円滑な運営のため、避難所運営基本マニュアルを適宜改訂するとともに、全ての避難所において開設訓練を実施します。

③消防団の充実・強化（公助）

事業所や大学などの関係機関と連携することにより、女性や若者を中心とした消防団員の積極的な確保に努めるとともに、消防施設・資機材の計画的な整備・更新を図ることなどにより、消防団の充実・強化を図ります。

2 生活安全・消費生活

めざす姿

市民の生命と財産を守るため、地域と行政が連携し、交通事故や犯罪を防ぐ取組が推進され、また、安全・安心な消費生活が行われています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
交通安全教室などの実施回数	205回	200回	交通安全教室などの実施回数(年間)
防犯教室などの実施回数	51回	50回 (令和6年度に 旭ヶ丘幼稚園が 閉園したため)	小学校、幼稚園、保育園における不審者 対応・侵入訓練の実施回数(年間)
消費生活相談窓口の認知度	46.8%	50.0%	市民意識調査で「消費生活相談窓口を 知っている」と答えた人の割合

現状と課題

【交通事故防止に向けた施策の強化】

- ☆ 高齢者ドライバーによる交通事故と、高校生を含む自転車利用者による交通事故の減少、そして自転車等放置禁止区域における違法駐輪の抑制を図るため、現在実施中の交通安全対策事業の周知・啓発活動を強化します。

【安全で安心なまちづくり】

- ☆ 特殊詐欺やサイバー犯罪等の巧妙化する犯罪への対策として、関係機関と連携した防犯教室やパトロール活動等による継続的な防犯意識の啓発を推進します。これにより、安全で安心なまちづくりを実現し、地域による犯罪抑止力の向上を目指します。

【消費者トラブルの拡大】

- ☆ デジタル化の進展や高齢化の進行、成人年齢の引き下げなど消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、消費者トラブルの未然防止に向け、相談体制の充実や自立した消費者育成のための消費者教育を推進していく必要があります。

施策の方向

(1) 交通安全対策の推進

①交通安全意識の高揚

交通安全教育を警察署など関係機関や交通関係団体との連携により、幅広い年齢層に応じた効果的な交通安全教室を実施します。特に、高校生をはじめとする自転車利用者や、高齢者ドライバーを対象としたルールの定着化に努めます。また、高齢者ドライバーには運転免許返納支援を推進します。

②交通安全施設の整備

安全な道路環境の確保に向け、自治会や交通関係団体の意見をもとに、引き続きカーブミラーなどの交通安全施設を適正に整備します。また、放置禁止区域内の駐輪指導や放置自転車の撤去により安全な歩行空間の確保を図ります。

(2) 防犯対策の推進

①防犯意識の啓発

市民の防犯意識や共助意識の啓発を促すため、効果的な情報提供や防犯教室を通した啓発活動の実施に努めます。

②地域ぐるみの防犯活動の推進

各小学校区で組織する地域安全会議との連携を図りながら、犯罪危険箇所の把握や地元住民による自主的な地域防犯活動の促進に努めます。また、犯罪の起こりにくい環境づくりの実現に向け、夜間における通行の安全確保や防犯灯の効果的な設置や維持管理を行います。

(3) 消費生活の支援

①消費者教育の推進

消費生活に関する様々なトラブルの未然防止に向け、情報提供の充実や知識の普及を図り、特に消費者トラブルに遭いやすい若年層については、学校と連携した消費者教育を推進するとともに、高齢者相談事業の充実と、その家族や支援者への啓発に努めます。

②相談事業の充実

消費者からの相談・苦情に適切に対応できるよう、相談員の資質の向上や、消費生活センターを中心に警察などの関連機関との連携を強化し、適切な相談事業の充実を図ります。

3 環境・森林保全

めざす姿

森林が適正に管理され、水源かん養等の多面的機能が発揮されることにより、地球温暖化に配慮した持続可能な脱炭素社会づくりが進み、環境保全と豊かな自然の恩恵を受けた暮らしが確保されています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
市や事業者による間伐等実施面積	20.76ha/年	30ha/年	市や事業者が実施する間伐等の森林整備面積
市域からの温室効果ガス排出量削減率	13.2%	35.2%以上	本市から排出される温室効果ガスの削減率(2013基準年度比) 基準値…R3分 R6算定 目標値…R9分 R12算定
大気・水質などの環境基準の達成率	95.1%	100%	大気、水質、騒音など市や県が測定する箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合

現状と課題

【森林の公益的機能の維持】

☆ 本市の約3分の1を占める箱根西麓の森林では、竹林や手入れの行き届かない森林の拡大により、治山、治水や水源かん養などの公益的機能の低下が危惧されています。このため、市や事業者による森林整備を推進していく必要があります。

【環境に対する意識向上の啓発】

☆ 脱炭素社会の実現に向け環境基本計画の推進により、市民、行政、事業者が一丸となって取り組んでいく必要があります。

【生物多様性の保全】

☆ 外来種や環境の変化などによる在来生物への悪影響が進んでいることから、生物多様性への理解と保全が必要となっています。

【良好な生活環境の確保】

☆ きれいで快適な生活環境を確保するため、大気、水質、騒音などの環境基準の遵守、快適空間指定区域における受動喫煙防止など、生活環境保全のための適切な指導や啓発が求められています。

施策の方向

(1) 森林の保全

①森林の育成・保全

事業者が行う森林経営計画の推進による森林の効率的な施業や適切な保護と市が行う森林経営管理制度の活用による間伐等の森林整備面積の拡大や環境林のモデル事業の実施などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。

②水資源の保全

地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取組を黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や沼津市、清水町との連携強化に努め、さらには上流域市町を含めた地下水の保全とかん養に取り組みます。また、井戸の掘削の届出指導を実施し地下水の保全を図ります。

③森林の多面的機能の発揮

森林の多面的機能が発揮されるよう広葉樹の保全・維持管理することで、災害に強く野生生物の保護につながる森林を目指します。また、森林ボランティア団体などを育成・支援するほか、木製玩具の配布により、森林教育や地元産の木材利用を推進します。

(2) 地球環境対策の推進

①環境マネジメントシステムの運用

脱炭素社会の実現に向けて、環境の分野だけでなく、施策横断的な視点を持って、三島市独自の環境マネジメントシステムの運用に取り組みます。

②エネルギー消費減少の取組

省エネ型設備の導入・更新や再生エネルギーの積極的活用などを官民一体で進め、エネルギー消費を減少させる取組を推進します。

③生物多様性の理解促進

「三島市生物多様性地域戦略」を推進するため、自然環境基礎調査による野生動植物の実態を公表し、生物多様性の保全と持続可能な活用に向け取り組みます。

(3) 良好的な生活環境の確保

①市民啓発の推進

公害防止対策に取り組むとともに、喫煙マナーの向上、犬や猫の飼育マナーの向上など、共に快適な生活を送ることができるよう、環境配慮に関する意識啓発を図ります。

4 廃棄物対策

めざす姿

市民と事業者、行政が協働して、ごみの少ない清潔なまちづくりを進めながら、限りある資源を大切にし、持続的に発展可能な循環型社会が構築されています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
市民1人1日当たりのごみ排出量	765g	720g	市民1人が1日に排出するごみの量
リサイクル率	13.5%	21.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

現状と課題

【ごみの排出量と収集の現状】

☆ ごみ排出量は減少傾向にあるが、県内ではまだ多い状況です。リサイクル率は横ばいのため、再資源化を更に推進する必要があります。また、ごみ出しができない世帯を対象としたふれあいさわやか回収は、申請者が増加しており、事業の拡充が必要です。

【ごみ処理施設の現状】

☆ ごみ焼却処理施設などの中間処理施設は老朽化が進んでおり、新たな施設建設の検討が必要です。今後は近隣市町との広域化の協議を進め、効率的なごみ処理体制を構築する必要があります。新規最終処分場は広域化の動向を踏まえ、着工を約5年延期しています。

【不法投棄や違反ごみの現状】

☆ 大規模な不法投棄は減少しつつあるも、不法投棄は後を絶たない状態であるため、引き続き早期発見・早期対応が必要となっています。また、集積所の違反ごみが増えているため、ごみの分別区分について、市民への周知を強化する必要があります。

施策の方向

(1) ごみの減量化と資源化の推進

①ごみ減量・資源化の取組

食品ロスの削減、生ごみのたい肥化などについての啓発・促進や、廃プラスチック類、紙おむつ等の再資源化を検討するとともに、ごみ減量の進展状況やごみ処理広域化の検討状況に応じて、生活系収集ごみの有料化を検討します。

②市民への周知の徹底

環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働して、市民や事業者に対してごみの減量及び資源化意識の高揚を図るとともに、環境教育を推進していきます。

(2) ごみの適正処理の推進

①収集サービスの拡充

ごみ出しができない世帯を対象とするふれあいさわやか回収は、増加する申請者に対応するため、事業の拡充を検討します。

②事業系ごみの指導適正処理

定期的なごみ展開検査、排出事業所への指導を行うとともに、少量排出事業者制度の周知・指導を行います。

③ごみ処理施設の維持管理と広域化

中間処理施設について、定期的な点検や計画的な修繕を実施し、適正に維持管理していくとともに、近隣市町との広域化協議を進めていきます。最終処分場は、焼却灰などの外部搬出により延命化を図っていくとともに、新たな施設整備については、ごみ処理広域化の協議や、社会・経済情勢の変動などを踏まえ、検討を行います。

(3) 環境衛生の向上

①不法投棄対策

不法投棄対策として、不法投棄監視員や警察などとの連携による不法投棄防止に向けた取組みを継続するとともに、定期的な巡回活動や看板設置などにより抑止効果を高めます。

②環境美化活動の支援

環境美化推進員の活動や自治会などが行う清掃活動を支援するなど、環境美化活動の支援に努めます。

5 生活給排水

めざす姿

適正な負担のもと、市民生活に不可欠なインフラとして、上下水道の施設が適正に維持管理されています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
配水池躯体の耐震化率	55%	97%	配水池の全容量に対する躯体の耐震性のある配水池の割合
下水道普及率	85.5%	85.9%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
汚水処理人口普及率	94.3%	95.0%	行政人口に対する公共下水道を利用する人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた人口の割合

現状と課題

【持続可能な事業経営】

☆ 上下水道を取り巻く社会情勢は、使用人口の減少、施設などの更新需要の増大、大規模地震に備えた耐震化等、厳しい経営環境が予想される中、持続可能な事業経営が求められています。

【適正な上水道の供給】

☆ 将来にわたり安全でおいしい水道水を安定的に供給するためには、水道施設を適正に維持管理し、水質の万全な管理を継続していく必要があります。

【適正な生活排水処理】

☆ 下水道整備の計画がない地域においては、費用負担などの理由で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まず、さらなる水質保全意識の向上が必要となっています。また、衛生プラントは、安定した機能維持のため、設備の長寿命化や効率的な運転を行うための改築工事が必要となっています。

施策の方向

(1) 安全・強靭かつ持続的な水道事業の経営

①安全な水質の管理及び災害に強い水道の構築

安全な水道水を安定的に供給するため、「三島市水安全計画」を継続的に見直し、水質管理体制を強化するとともに、計画的な施設・設備の更新整備、耐震化及び漏水対策を推進し、災害に強い水道を構築します。

②持続可能な事業運営

将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、料金水準、事業コスト、財政状況を検証し、適正な料金水準の確保について検討を進めるとともに、近隣市町との連携や民間活用を含めた事業手法を多角的に検討します。

(2) 安定・継続的な下水道サービスの提供

①経営基盤の強化及び下水道汚泥の活用

適正な財源確保、投資の合理化や経営の効率化に努め、安定・継続的な下水道サービスを提供するとともに、経営状況により適切な時期に下水道使用料の改定について審議検討します。また、引き続き下水道汚泥を活用した肥料化を推進し、脱炭素・循環型社会の実現に向けて取り組みます。

②公共下水道施設の整備・更新・維持管理

「三島市公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、未整備地区は事業効果を勘案し計画します。また、下水道施設の計画的な調査・点検に基づいたストックマネジメント計画を策定し、施設の改築更新の平準化を図ります。

(3) 公共下水道未整備地区の生活排水処理

①生活排水処理施設の普及促進及び衛生プラントの維持管理・更新

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置などを支援するとともに、衛生プラント施設について、更新費用の平準化を図りながら故障防止と長寿命化に努めます。

(4) 災害への備え及び対応

①上下水道施設の耐震化の推進

南海トラフ等の大規模地震に備え、送水管等の基幹管路、下水道管きょやポンプ場、処理場などの主要施設について、上下水道一体化耐震化計画に基づき耐震性能の向上を図ります。

②災害時における適切な対応

災害時においては、上下水道各 BCP に基づき、二次被害の防止や応急復旧などのほか、上水道については、拠点・運搬給水からの仮設給水を行います。また、災害時に備え、下水道については、設置条件を満たした避難所へのマンホールトイレ整備を計画的に行います。

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

6 健康・医療・保険

めざす姿

健康に関心を持つ人が増え、健康で生き生き暮らし、必要な時に必要な医療が受けられています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
平均自立期間（お達者年齢）	男性 80.4 年 女性 84.4 年 (令和4年)	男性 81.2 年 女性 85.4 年	日常生活動作が自立している期間の平均
日常で医療サービスを受ける環境の満足率	64.0%	69.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
特定健診受診率	41.4%	49.0%	国民健康保険における特定健診受診率（対象者のうち年度末時点の受診実人數の割合）

現状と課題

【平均自立期間の延伸】

☆ 本市の令和4年の平均自立期間は、男性 80.4 年（県 80.1 年）、女性 84.4 年（県 84.3 年）と、県とほぼ同程度となっています。ライフステージや健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、平均自立期間の延伸を図る必要があります。

【健康格差の縮小】

☆ 身体やこころの健康づくり・疾病予防に関する啓発や教育、誰もが参加しやすい運動機会の提供、楽しみながら健康活動ができる仕組みづくりなどに取り組んでいますが、健康格差は広がっているため、無関心層、働き盛り世代や子育て世代などに対する動機づけや支援など、対象層の課題に応じた取組が求められています。

【地域医療体制の安定的継続】

☆ 増大する医療ニーズに対応できる地域医療体制の充実が求められています。

三島市医師会や三島市歯科医師会との連携、広域連携により救急体制の確保を図っていますが、物価高騰、医師の働き方改革や医療人材の不足などにより、その維持が課題となっています。

【医療費適正化の推進と効果的な保健事業の実施】

☆ 国民健康保険は、レセプト点検の強化や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進することで、医療費の適正化を図るとともに、特定健診未受診者に対する受診勧奨の強化により、国民健康保険財政の健全化に努めてきました。

施策の方向

(1) 総合的な健康づくりの推進

①スマートウエルネスみしまの推進

健康づくりやいきがい・きずなづくりが地域活性化や産業振興につながる施策を分野横断的に推進します。また、運動機会の提供や楽しみながら健康活動ができる仕組みづくりなど、民間事業者と連携した健幸都市づくりに取り組みます。

②生涯にわたる健康づくりの推進

生活習慣病予防のための正しい知識の普及啓発、疾病の早期発見・早期治療に向けて各種健診の受診率や精密検査受診率の向上を図り、ライフコースアプローチの視点を踏まえた健康づくりを推進します。また、関係機関と連携した相談体制の充実や知識の普及によりこころの健康づくりや自殺予防を推進します。

③地域における健康づくりの推進

地区担当保健師が住民、世帯及び地域全体健康課題を把握し、地域の実情に応じた必要な支援をコーディネートする「地区担当制」を強化し、保健委員や市民との協働による健康づくりを推進します。また、健康づくりに関するボランティア団体などの活動を支援し、連携しながら地域の健康づくりを推進します。

④感染症の予防・拡大防止

感染症やその予防方法に関する知識の普及啓発をはかるとともに、的確な情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2) 医療体制の充実

①在宅医療の普及・啓発

市民への身近な医療機関の情報提供や、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことを周知し、在宅医療の普及・啓発を図ります。

②救急医療体制の充実

救急医療を担う医療機関への支援など、1次救急や2次救急の安定した救急医療体制の確保に努めます。また、救急車の適切な利用の周知・啓発、公共施設や24時間営業の店舗等へのAEDの設置を図ります。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運用

①医療費の抑制

受診勧奨方法のさらなる工夫や被保険者が受診しやすい環境整備により、特定健診受診率の向上を図るとともに、高齢者のフレイル対策など生活習慣病の予防の充実を図ります。またレセプト点検の強化による重複受診者等への指導やジェネリック医薬品の使用促進に取り組みます。

②収納率の向上

国民健康保険税の収納率の向上や、納税意識の醸成に向けた啓発とICTを活用した納付方法の拡充を進め、保険者努力支援制度の活用などにより財源の確保に努めます。また静岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料収納率の向上を図ります。

7 スポーツ

めざす姿

心身の健康のみならず、スポーツが持つ力を多方面に活かし、誰もが笑顔と活力にあふれ、ウェルビーイングを実感できるまちづくりが進んでいます。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
週1回以上のスポーツ実施率	56.3%	65%	市民意識調査で「1週間に1回以上運動をしている」と答えた人の割合
体育施設の利用者数	413,452人	630,000人	市立の体育施設(社会体育施設)の利用者数(年間)

現状と課題

【「スポーツ」がもたらす多様な価値の理解】

☆ 少子高齢化やスポーツに期待する価値の多様化が進み、スポーツに求められる役割も幅広くなっています。「する」「みる」「ささえる」スポーツを通じて、楽しさや喜びを得ることに加え、人や地域のつながり、社会や経済の活性化にも寄与する活動であることの理解を広げていくことが必要です。

このため、各年代に応じた運動習慣（アクティブライフ）を定着させる取組、誰もがスポーツを楽しむ共生社会実現のための取組、地域コミュニティ活性化やプロスポーツチーム、企業や団体と連携した取組を行っていきます。

【持続可能なスポーツ環境の整備】

☆ スポーツ施設の拠点である市民体育館については、大規模改修が終了し、今後多くの市民に利用されるよう努めていく必要があります。

長伏プール跡地を含む長伏公園再整備の中で、スポーツ機能を持つ施設整備を検討するとともに、市民ニーズの多様化を踏まえたスポーツの場の整備、手軽に運動やスポーツを行うことができる環境づくりが求められています。

【人をつなぐ地域スポーツ機会の創出】

☆ 地域では、体育振興会やスポーツ推進委員などによるスポーツ活動が行われていますが、高齢化や子どもの減少などにより、活動の温度差や、身近なスポーツ機会の減少が見られる地域もあります。

誰もがスポーツを通じて健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、地域コミュニティや交流の場を創出していきます。

施策の方向

(1) スポーツによる健幸都市づくり

①多様化するスポーツライフの支援

誰もが生涯にわたり「する」「みる」「ささえる」スポーツに取り組むことができるよう、スポーツを行う機会や情報の提供、イベントの開催、トップレベルのスポーツを身近に感じじうことができる機会を提供します。

②スポーツがもたらす多様な価値を広げる

スポーツを通じて、人や地域・経済活性化やつながりの機会を創出するなど、スポーツが社会活性化等へ寄与する機会を創出し、市民のウェルビーイングのさらなる向上につなげていきます。

③スポーツ環境の整備・充実

市民体育館の有効活用、既存スポーツ施設の計画的な更新、さらには新たなスポーツ環境整備を検討するとともに、地域や関係団体との連携により、スポーツを支える人材の確保、育成を図ります。

④地域におけるスポーツ活動の円滑化

地域で気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるため、体育振興会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと連携し、担い手の育成やコミュニティ活動の一層の活性化を支援します。

8 地域共生・生活自立支援

めざす姿

地域のつながりを深め支え合う市民意識の醸成と必要な支援があまねく行き届き、安心して暮らせる仕組みづくりが進んでいます。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
近所に助け合うことができる人がいる市民の割合	80.2%	90.0%	市民意識調査で「近所に助け合うことができる人がいる」と答えた人の割合
自立に向けての改善が見られた人の割合	96%	90%以上	自立支援プランを策定した人のうち、改善が見られた人の割合

現状と課題

【地域活動の担い手不足】

☆ 地域福祉の向上を図るには、市や三島市社会福祉協議会による支援のほか、民生委員・児童委員や自治会・町内会などとの連携が不可欠です。人口構造の変化や市民意識の変化に伴い、地域活動の担い手が不足しています。

【市民意識の変化、地域活動機会の減少】

☆ 少子超高齢社会の進行やコロナ禍を経て、市民の地域づきあいの意識が変化し、地域の行事や活動機会が減少しています。

【包括的な支援体制の強化】

☆ 地域の住民や組織などが世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を実現し、ひきこもりなど社会的孤立や排除を解消していくとともに、制度の狭間で支援が届いていない人に対し必要な支援をしていくため、重層的な支援体制を整備し、包括的な支援体制をより一層強化する必要があります。

【生活困窮者の早期発見と適切な支援】

☆ 市民からの生活困窮に関する相談件数はコロナ禍をピークに減少傾向にありますが、社会との接点を持たない潜在的な困窮世帯を早期に発見し、自立と生活の安定のため、適切に支援していく必要があります。

施策の方向

(1) 地域共生の意識の醸成と福祉人材の確保・養成

①福祉教育の推進と人材の確保・養成

教育機関と連携した人権教育や福祉体験などを通して互いを支え合う思いやりの心が育まれるよう努めます。また、日頃から相談や助け合いができる関係を築いていくため、様々な媒体を活用して情報発信し、人材の確保・養成していきます。

(2) 地域福祉のつながりと寄り添いを育む地域づくりの推進

①地域福祉活動の支援

三島市社会福祉協議会と連携し、地域での交流機会の増加や福祉関連情報の交換の場づくりなどの活動を支援します。

②安全・安心な地域体制づくりの推進

災害発生時、高齢世帯や障がい者世帯等の生命を守るため、対象世帯の災害発生時の避難行動への理解を求め、避難行動要支援者名簿登載数と個別避難計画作成数を増加させ、迅速な避難・救助ができるよう、市と自治会・町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員との連携を強化します。

(3) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

①包括的な相談支援体制の強化

従来の分野別支援では対応しきれない複雑な課題や制度の狭間で支援が届いていない事案などに対応するために、分野を横断して一体的に支援するため、包括的相談支援体制を更に強化します。社会とのつながりをつくるための参加支援事業、地域活動の活性化を図るための地域づくり事業などを一体的に実施し、市民に寄り添った重層的な支援体制の充実を図ります。

②権利擁護の推進

認知症や知的・精神障がいなどの理由で、自分ひとりで判断することが難しい市民を法的に保護するため、本人の意思を尊重し安心して暮らせるよう「成年後見制度」の利用を支援し、権利を擁護します。

(4) 生活困窮者への自立支援

①生活自立支援、サポート体制の強化

ひきこもりなど困難な問題を抱える人や生活に困窮する市民一人ひとりの状況に合わせて、就職の支援、家賃の支給などの住まいの支援、家計改善の支援などさまざまな生活自立支援をするとともに、三島市生活支援センターと三島市社会福祉協議会と連携し、相談者に寄り添ったサポート体制を強化します。

9 子育て

めざす姿

若い世代の子育てや結婚に対する前向きな希望をかなえるとともに、こどもを産み育てることの支援があり、健やかな成長を支える環境が整っています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
保育所等への入所率	94.9%	100%	保育所等への入所申込をしたすべてのこどものうち、入所できたこどもの割合
児童発達支援事業所の保護者の満足率	90.6%	95%	児童発達支援事業所「にこパル」を利用する保護者の事業所評価のうち、支援に満足している人の割合
「子どもは地域の宝事業」実施自治会の満足度	94.6%	95%	「子どもは地域の宝事業」を実施した自治会アンケートで「満足」と回答した割合

現状と課題

【こどもまんなか社会の推進】

こども家庭庁の進める「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行っています。また、令和7年度から5年間を計画期間とする「第3期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成に努めています。

【保育サービスの多様化への対応】

小規模保育事業所の整備などに取り組むとともに、ICT化の推進による保護者サービスの向上を図っています。また、保育士の確保・定着に向けた環境づくりや幼児教育・保育の質の向上を図る必要があります。

【放課後の居場所づくり】

放課後児童クラブは、指定管理者による安定的な管理・運営とともに、待機児童を発生させない施設整備を行っています。また、地域学校協働活動によるこどもの居場所づくりを行っており、引き続き支援していく必要があります。

【相談支援体制の強化】

全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対する一体的な相談支援を行うこども家庭センター及び発達支援センターにおいて、困りごとを抱えた子育て家庭等が早期に相談することができるよう、支援体制の強化が求められています。

【若い世代の出会いの場の創出や結婚支援】

少子化・人口減少が進んでいる背景として、昨今の晩婚化や非婚化も要因の一つであると考えられることから、子育て支援の前段階として、若い世代の出会いの場の創出や結婚支援も求められています。

施策の方向

(1) 子どもの健康の保持・増進、子育て支援

①妊娠・出産・子育てへの支援

子ども家庭センターを中心として、妊娠、出産、子育てを通して、子どもの発達段階に応じた切れ目のない相談体制を確保します。

子育てにかかる経済的負担の軽減に向け、子ども医療費の助成や各種手当の支給、ひとり親家庭への支援など、子育て家庭に対する経済的支援を推進します。

②子ども・子育て支援事業の充実

子どもの成長と子育てを支援するため、子育て支援センターの充実や子育て支援フェアの実施、子どもの居場所づくり等を進めます。また、子どもまんなか社会の実現に向け、地域社会全体で子育てを応援する風土を醸成し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。

(2) 保育サービスの充実

①保育人材の確保・定着

職員の研修充実やICTの活用等により保育士の働きやすい環境整備を進め、保育人材の確保と定着に努めます。また、保育ニーズ量の適正な把握と確保に努めます。

②放課後の居場所づくり

指定管理者による安定した放課後児童クラブの運営により、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。また、地域学校協働活動として子どもの居場所づくりが継続できるよう、活動支援を図ります。

(3) 支援を必要とする子育て家庭への支援

①子どもの健やかな育ちへの支援

発達に不安のある子どもに関する親子教室の実施や相談体制の充実、児童発達支援事業所・放課後デイサービス・相談支援事業所との連携により、早期の発見・治療・療育につなげます。

②児童虐待の防止、ヤングケアラー支援の充実

関係機関や民間団体等と連携しながら要保護児童等の適切な支援に努め、地域全体で虐待の防止に努めます。

また、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを早期に把握し、適切な支援につなぐための体制づくりに努めます。

(4) 結婚や出産を希望する若い世代への支援

①出会いの場の創出

少子化・人口減少の要因の一つと考えられる非婚化・晩婚化の解決を図るため、結婚を希望する若い世代の出会いの場を創出します。

②ライフデザインを描く機会の充実

中学生・高校生・大学生や企業の若手社員等を対象に、妊娠・出産・子育てなどについての正しい知識を学び、自身のライフデザインを描き考えるきっかけとなる場の創出と充実を図ります。

10 高齢者保健・福祉

めざす姿

高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域の中でお互いに支え合いながら、いきいきと自分らしく、充実した日々を過ごすことができています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
住民主体の通いの場の新規立ち上げ数の累計	7件	25件	地域で行われる居場所やサロンなど市が把握する住民主体の通いの場の立ち上げ数(R6年度からの累計)
認知症サポーター養成者数の累計	10,723人	13,000人	認知症サポーター養成講座を受講した人数(H18年度からの累計)
介護サービス利用者における在宅比率	85.0% (暫定値)	86.2% (暫定値)	介護サービス利用者のうち、施設サービス以外のサービスを利用した人の割合

現状と課題

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ☆ 後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加が見込まれる中、日常生活圏域の再編と地域包括支援センター増設による相談支援体制の強化を進めました。
医療・介護連携による在宅ケアの推進のため、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発と介護サービス充実も必要です。

【新しい認知症観に立った認知症施策の推進】

- ☆ 認知症基本法制定を受け、新しい認知症観に基づく理解の普及、サポーター育成、本人ミーティング等による地域交流促進を推進しています。施策の推進にあたっては、認知症地域支援推進員等との協働や認知症本人や介護者の声を反映することが求められています。

【地域のつながりの継続】

- ☆ 要介護状態となることを予防するためにはフレイルへの対応が重要であり、健康づくり活動を推進しています。高齢者が孤立せず住み慣れた地域で生きがいを持ちいきいきと生活ができるよう、地域のつながりの継続と高齢者の社会参加への支援が必要です。

施策の方向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①地域包括支援センターの機能強化と介護サービスの充実

地域の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化により、各分野の多機関連携の体制強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、複雑化・複合化する高齢者の生活課題に応じた介護サービスの提供に努めます。

②在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACPの普及啓発と、医師会・医療機関・介護事業所等の関係機関との連携を図り、多職種協働による、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。

(2) 介護予防・認知症支援の推進

①介護予防の充実

健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組と生活機能の維持を図る介護予防の取組を一体的に推進します。地域の実情に応じ、住民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組むための支援を強化し、効果的かつ効率的な支援体制の構築に努めます。

②認知症基本計画に基づく認知症支援の推進

増加する認知症高齢者に対し、早期から適切な対応が開始されるよう、認知症地域支援推進員を中心とした認知症理解の促進、相談体制の充実と、医療・介護の連携など認知症の人や家族等の参画のもと、地域づくりを推進します。

(3) 生きがいづくりと社会参加の推進

①生きがいづくりの推進

高齢者が地域で孤立することなく、生きがいを持って暮らすことができるよう、仲間とのつながりと地域活動や交流の場の確保に努めます。

②社会参加の推進

高齢者の就労支援とともに、自らの豊かな知識や経験、技術を活かしながら、地域コミュニティや高齢者福祉など幅広い選択肢を用意し、地域を支える担い手として積極的に活躍する場所や機会の提供に努めます。

(4) 介護保険事業の健全化

①介護保険財政の適正化

介護保険制度の持続的運用に向け、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護保険料の適正な賦課や介護給付の適切な提供を行うことにより、介護保険財政の適正化に努めます。

②介護保険給付の適正化

高齢者の尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護認定申請の増加を見据え、適正な介護認定に努めるとともに、ケアプランの点検等をつうじ、必要な介護保険サービスの提供に努めます。

11 障がい者福祉

めざす姿

障害のある人やその家族が、障害の種別や程度に関係なく安心して暮らしています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
障がいのある人への理解度	24.8%	40.0%	市民意識調査で「非常に理解が進んでいる」「ある程度理解が進んでいる」と回答した人の割合
入所施設から地域生活への移行者数	35人	50人	入所施設などから、グループホームや単身生活などの自立した生活へ移行した人数(H24年度からの累計)

現状と課題

【障がいのある人への理解とサービスの充実】

☆ 本市では、障がいのある人が増加傾向にあります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、理解の促進と各種サービスの提供体制の充実が求められています。

【基幹相談支援センターの体制強化と民間事業所との連携強化】

☆ 障がいのある人の自立支援に向け、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの体制強化に努め、民間事業所との連携会議を通じて、障がい者が地域で共に暮らすことができるよう、一層の取組が必要となっています。

【子どもに向けた支援】

☆ 子どもたちの療育機会の確保や特別支援教育の充実などに努めていく必要があります。

施策の方向

(1) 地域共生社会の実現

①障がいのある人の理解の促進

障がいのある人への理解を広げるため、各種啓発イベントなどを通して正しい知識や理解の促進に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の設置、障がい者施策推進アドバイザー（三島市障がい者応援大使）の活動支援など、社会参加しやすい環境づくりに努めます。

②相談・支援の充実

地域の事業所の機能強化に向けて情報発信や研修会を開催するとともに、市内施設建設時における相談支援のほか、地域生活支援拠点の早期整備に努めます。

③成年後見制度の利用促進と権利擁護の推進

成年後見制度の周知を図り、活用を促進するとともに、障害者差別解消法、障害者虐待防止法への理解の拡大、合理的配慮や対応指針に沿った取組を推進します。

(2) 自立生活の支援

①地域における包括的ケアの充実

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が希望するサービスを利用しながら安心して暮らすことができるよう、コミュニケーション支援や学習・文化、スポーツ、イベント等を通じた地域とつながる環境づくりとともに、地域での働き場所や居場所の確保に努めます。

②事業所との連携促進

障がい者雇用相談員による就労を促進するとともに、事業所との連携による情報共有、多様な働く場、地域の課題解決などに努めます。

③療育・教育支援の充実

乳幼児期から中学校卒業までの一貫した療育・教育支援体制を確保するため、障がいのある未就学児・児童・生徒等に関する情報の一元化や、教員一人一人の特別支援教育に対する理解を深める研修を実施するなど、療育・教育支援の充実に努めます。

④災害支援体制の構築

災害時に一人で避難することが困難な障がいのある人について、地域で守り支える体制づくりを推進します。

基本目標3 未来につなぐ人材を育むまち

12 幼児教育・小中学校教育

めざす姿

多様な個性をもった子どもたちが自然や人々とのふれあいを通じ、豊かな心を育むこと、また、あまねく健やかに成長することを支援し、ウェルビーイングを実感できています。さらに、予測不能な時代だからこそ、子どもたちが夢と希望を持ち、知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組むことができるよう教育が向上し、生涯にわたり自己実現を図ることができる人間力が育成されています。

指 標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
「学校が楽しい」と答えた小・中学生の割合	小学校 86.0% 中学校 90.5%	小学校 90% 中学校 90%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童・生徒数の割合
「授業がわかる」と答えた小・中学生の割合	小学校 93.3% 中学校 85.3%	小学校 93% 中学校 85%	学校アンケート調査で「授業がわかる」と答えた児童・生徒数の割合
小中学校施設の長寿命化改修の着手校数	14 校	19 校	「学校施設長寿命化計画」に沿い、改修を行う小中学校数

現状と課題

【公立幼稚園の ICT 化と需要】

☆ ICT化を進め、教育サービスの向上を図るとともに、幼保小の連携強化に取り組み、小学校進学へのスムーズな適応と切れ目のない支援を進めています。一方で、少子化や共働き世帯の増加に伴い、幼稚園の需要が変化・減少しており、休園となる幼稚園もあります。

【小中学校における教育力の向上】

☆ 一人一台端末の効果的な活用と、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するため、学校支援員の配置や校内支援室の整備等を進めてきました。また、さらなる業務改善や学びの質の向上のため、校務 DX の推進が必要です。

【安全・安心な教育環境の整備】

☆ 小中学校の施設の老朽化に伴い、長寿命化改修を実施しているところです。また猛暑対策として特別教室等への空調設置や、蛍光灯の生産終了に伴う照明の LED 化等を進める必要があります。通学路等の安全確保に関しては、継続的な取り組みが必要です。

施策の方向

(1) 幼児教育の向上

①幼児教育環境の充実

幼児教育において育みたい資質・能力を踏まえて幼児教育を充実させ、また、小学校との連携強化により小学校教育への円滑な接続を図るとともに、需要などに基づいた適正な施設配置と事業実施の検討を進めます。

②家庭・地域との連携強化

ICTを活用した連絡手段の拡大、地域の人々など幅広い年齢層との多様な交流の推進、保護者への相談支援の充実など幼稚園と家庭、地域社会との連携を強化し、一体となって幼児教育に取り組みます。

③特別支援教育の充実

幼児の障がいなどの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫について、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭、地域、医療や福祉、保健などの業務を行う関係機関との連携を図ることで、長期的な視点による教育的支援を図ります。

(2) 子どもが夢と希望を持ち、生涯にわたり学び続ける基盤を培う学校教育の推進

①豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の推進

子どもの豊かな感性の育成や地域愛の醸成を目指し、教育活動全般において心の教育を推進するとともに、教育活動全体におけるキャリア教育の充実を図ります。

②全ての子どもの可能性を引き出す学びの充実

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を進めることにより、学習指導要領に沿った子どもの資質・能力の育成を図ります。また、1人1台端末を効果的に活用していきます。

③一人一人の子どもに寄り添った支援の充実

個に応じた子どもへの指導・支援の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする子どもが落ち着いた学校生活を送ることができるよう、教育環境の充実に努めます。

④地域とともにある魅力的な学校づくりの推進

信頼される学校づくりに取り組むとともに、学校運営協議会の効果的な運営により地域とともにある魅力的な学校づくりを推進します。

⑤健康で安全な生活づくりと健やかな体の育成の推進

日本型食生活に即した地産地消の学校給食を提供するとともに、健康教育を通して、生涯にわたって健康を意識できる子どもの育成を目指した取組を推進します。

⑥持続可能な学校の環境整備の推進

教育施設・設備の整備を計画的に進めるとともに、学校ICT環境の充実を図ります。

13 生涯学習・青少年・図書館

めざす姿

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に、多様に学び、その成果を生かすことができる環境と、青少年が健やかに育つ環境が整っています。また、市民の教養を高めるため読書の普及とともに、知識と情報の拠点として、多様な資料・情報が収集・保存・提供されています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
生涯学習講座・公民館で開催される自主講座参加者の満足度	86.4%	94.0%以上 (毎年度)	生涯学習センターと各公民館で開催される自主事業による講座の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合
青少年を対象とした学習・体験活動参加者の満足度	92.3%	94.0%	青少年健全育成を目的とした小・中・高校生対象事業の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合
15歳以下の図書館貸出カード登録率	55.8%	精査中	15歳以下の市民のうち、図書館貸出カードをもっている人の割合
16歳以上図書館貸出カード登録者の図書館利用率	13.1%	精査中	16歳以上の市民のうち、図書館貸出カードをもっていて、1年間の間に図書館を利用した人の割合

現状と課題

【多様な学習機会の提供と学習環境の整備充実】

☆ 三島市民生涯学習センターでは、リカレント教育の推進に向け、地元教育機関等との連携を図るため「三島市リカレント教育推進会議」を設け、共催講座の実施や、学習の場所の提供を行っています。各公民館では自主事業講座や学級活動等を実施し、地域の社会教育の振興を図っています。性別によらない社会参加や地域交流できる仕組みづくりを今後進めていく必要があります。三島市民生涯学習センターや公民館は老朽化しており、計画的な修繕・改修が必要となっています。

【地域活動の集約と青少年健全育成】

☆ 少子化等の課題や学校を取り巻く問題の複雑化に対し、地域総がかりで対応するため、市内全小・中学校に地域学校協働本部を設置しています。また、増加傾向のひきこもり等への対応のため、青少年相談室・ふれあい教室の相談機能の充実、関係機関とのマッチングを図ることが必要となっています。

【知識と情報の拠点として、社会の変化に合わせた図書館の推進】

☆ 多様化・高度化するニーズに対応し、誰もが利用しやすい図書館とするため、デジタル化や移動図書館活動など現在の取組の充実のほかに、さらなるレンタルサービスの充実や電子書籍の新規導入などを検討する必要があります。また、図書館の利用者は減少傾向にあり、非来館者サービスの充実と共に、図書館が「安心できるサードプレイス」として求められている現状も踏まえ、市の図書館の今後の在り方について研究が必要となっています。

施策の方向

(1) 生涯学習の推進

①学習機会・環境の充実

各種講座や公民館地域活動をはじめ、大学や地元企業などの関係機関と連携した学習機会の提供などにより、生涯学習やリカレント教育の機会の充実を図るとともに、施設の修繕・改修を計画的に行い、安全・安心な学習環境を整備します。

②地域人材の活用（団体育成・交流支援）

地域に潜在する人材を見いだし育成・支援することで、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会などを提供します。高齢者をはじめとした地域住民や公民館活用団体などの地域団体による地域活動・地域学習を支援し、協働・連携による学習環境の広がりを推進するとともに、相互のつながりを深める交流事業の活性化を図ります。

(2) 青少年の健全な発達への支援

①青少年活動への支援と育成

青少年団体の活動支援、青少年活動のリーダーとなる人材を育成する各種研修など、青少年の健やかな成長と豊かな学びを支えます。

②青少年を育む地域づくり

学校、家庭、地域で青少年健全育成を推進するため、地域活動を集約し、協働体制を整備するとともに、ICTの活用など相談体制を整備し、青少年相談室をはじめとした青少年への支援の充実を図ります。

(3) 読書の推進と図書館機能の充実

①学習ニーズへの対応と読書推進

図書等の収集、レンタルサービスの充実に努め、利用者の学習促進に取り組むとともに、絵本の読み聞かせをはじめとした読書習慣の推進、生涯にわたる学びの機会の提供を図り、市民の情報活用能力の向上を継続的に支援します。

②図書館機能の充実と活用

図書館から遠く、利用することが難しい利用者や障がい者、外国にルーツを持つ人など、誰もが利用しやすい図書館となるように環境整備に努めていきます。

14 文化芸術・文化財

めざす姿

文化芸術や文化財を通じて、豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会を実現し、市民が将来にわたり郷土に誇りと愛着をもち、それが後世に確実に継承されています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
文化的環境の満足率	45.6%	50%	市民意識調査で「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合
「絵本のまち三島」に関心がある人の割合	57.1% (令和7年)	62%	市民意識調査で「関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人の割合
文化財保存活用地域計画掲載の新規事業着手数	0	28件	新規事業31件中、計画期間に着手し事業を開始した事業数
向山古墳群の国指定に向けた取組	県指定史跡	国の史跡に指定	向山古墳群の国指定史跡にむけた取組を完了する。
民間・学校所在の未指定を含む文化財の調査点数	1,549点	2,150点	民間(個人・自治会等)・学校に所在する地域資料について、リスト作成・現状記録(撮影)を行った点数(累計)
郷土資料館所在資料データの公開件数	3,852件	6,900件	郷土資料館所在資料(寄託資料を含む)のインターネット上への公開件数(累計)

現状と課題

【子どもが文化芸術に触れられる機会の充実】

☆ 人口減少が続く状況において、次代を担うすべての子どもが、幼いころから文化に触れることや、体験することのできる機会を充実させ、文化環境の充実や人材の育成につなげていくことが必要です。

【身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実】

☆ 生活の中で誰もが文化芸術に気軽に触れられ、身近に感じられるような環境を整備することや文化に触れるきっかけづくりの充実に取り組む必要があります。文化芸術に関する情報の収集と提供の充実が求められています。

【文化財の保存・活用】

☆ 広範な文化財を調査し、重要なものを指定文化財とするなどして保存を進めています。その中で、向山古墳群の国指定へ向けての取組や史跡等の自然災害による被害からの復旧や防災対策の充実、伝統行事の継承支援、文化財に関わる担い手支援が必要です。

【郷土資料館】

☆ 調査・研究の成果を企画展・講座・刊行物を通して公表していますが、さらなる活用のため、郷土資料館の増改築を含めた展示のリニューアルや内装の変更準備が必要です。

施策の方向

（1）文化芸術の担い手への支援

①文化芸術に関する活動への支援

文化に関する相談窓口を開設し、その役割を市民に広めるとともに国・県・民間団体等の助成に関する情報提供を行います。

②地域の文化芸術の人材の育成

子どもたちが文化芸術に触れるきっかけづくりを行い、創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むクリエイティブ教育を実施します。

（2）市民が文化芸術にふれる、参画する機会の拡充

①文化芸術の振興

団体との事業の共催や後援、他分野との協働を通じて、多様な文化施策に取り組むとともに、「絵本のまち三島」など、文化資源を活かした事業を官民協働で実施します。

②文化芸術が身边に感じられる環境の整備

文化施設等において、人が集う機能を創出し、イベントの充実や文化情報の積極的な発信を通して、市民が文化芸術を身边に感じられるような環境を整備します。

③市民文化会館の維持管理

安全で快適な施設利用ができるよう、引き続き老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めます。

（3）文化財の保存・活用を進める

①文化財の調査・保存

文化財の調査を進め、重要なものを指定文化財とするなどして、保存を支援します。とくに、向山古墳群については国指定に向けた取組を進めます。また、三島囃子など地域の伝統行事の調査・記録、継承団体への支援を行います。

②史跡等の整備・活用

史跡山中城跡の災害復旧や公有地化を進め、ガイダンス施設整備について検討します。日本遺産「箱根八里」の魅力発信や文化財講座の実施により文化財の活用を進めます。

③郷土資料館の整備・充実

文化財の普及・活用に向けて、企画展の開催や刊行物の発行、館蔵資料のデータベース化・オンラインでの公開など、多様な情報発信を行います。またリニューアルに向けて館内外の文化財の調査を進めます。

④市民が文化財に関わるための仕組みづくり

郷土資料館ボランティアの養成、文化財関連の民間団体との連携を進めます。また、文化財保存活用地域計画や個別の文化財保存活用計画により、総合的に文化財の保存活用を進めます。

15 多文化共生・平和

めざす姿

国籍にかかわらず、誰もが認め合い安心して快適に暮らし、共生・活躍できる地域社会を実現しています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
国際交流事業への参加者数	3,994人	4,000人	各種国際交流事業に参加した人数(年間)

現状と課題

【増加する外国籍市民への支援強化】

☆ 外国籍市民は増加に対応するため、タブレット端末や翻訳機を導入した一元的な相談窓口を設けて支援を行っています。更なる支援強化として、外国籍市民への通知及び窓口案内等において、「やさしい日本語」を用いた情報提供と多言語化を進めていく必要があります。

【多文化共生社会の実現に向けた取り組み強化】

☆ これまで、外国籍市民向けの講座や交流の場を提供してきましたが、国籍に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現のため、地域住民と外国籍市民間の交流促進が求められています。

【姉妹（友好）都市との交流及び国際理解の促進】

☆ 本市はパサディナ市をはじめ3つの都市と姉妹（友好）都市交流を行っています。コロナ禍においても、オンラインにて交流を行いました。ほかにも国際交流フェアなどのイベントを三島市国際交流協会と協働で実施するなど国際理解を促進しました。

【平和の尊さを後世へ伝える取組みの推進】

☆ 昭和34年（1959年）に「三島市平和都市（核非武装）宣言」を行いました。終戦から80年が経過するなか、戦争の記憶を風化させることなく平和の尊さを後世へ伝える取組みを続けていくことが求められています。

施策の方向

(1) 多文化共生社会の推進

①外国籍市民への支援

行政情報や各種サービス情報を多言語化・やさしい日本語化し、アクセスしやすい情報提供体制を整備します。また、積極的な情報発信により、窓口への来訪が不要なケースを増やし、利便性向上を図ります。なお、「多文化共生推進連絡会」を継続的に開催し、地域や市の現状を把握・情報共有することで、課題を明確化し、効果的な事業展開を推進します。

②地域における多文化共生への支援

地域住民と外国籍市民の交流促進と「やさしい日本語」の普及のため、市民団体、大学、企業との連携を強化します。また、地域住民が日本語教育に関わる「対話交流型日本語教室」を開催し、多文化共生社会の実現を目指します。

(2) 国際理解の推進

①姉妹（友好）都市など国際交流の推進

姉妹（友好）都市との公式訪問や、観光、スポーツ、文化交流などを積極的に展開します。特に青少年の相互派遣プログラムを充実させることで、次世代を担う若者間の交流を促進し、国際理解を深めます。

②多文化共生社会を担う人材の育成

三島市国際交流協会と連携し、国際理解教育の推進と多文化共生社会を担う人材育成を強化します。また、語学講座、国際理解を促進するイベント等を実施するとともに、姉妹（友好）都市との青少年交流プログラムを充実させ、ホストファミリー制度を活用した交流を促進します。なお、「日本語学習支援者講座」、「対話交流型日本語教室」などの開催を推進し、多様な文化を受け入れ、共生できる人材育成を図ります。

(3) 平和都市活動の推進

①平和都市活動の推進

平和の尊さや戦争の悲惨さを未来へ伝えていくため、毎年8月を平和都市推進月間と位置づけ、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式への中学生の派遣などを実施し、平和意識の普及・啓発を図ります。

②平和活動団体への協力

平和活動を推進している団体への協力を通して、恒久的な平和への意識の普及を促進します。

16 男女共同参画

めざす姿

誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現しています。

指標

指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	32.2%	40.0%	市が設置する審議会、委員会などの委員のうち、女性を登用した人数割合
男性の育休取得率（仮）			男女共同参画プランにて新指標検討中

現状と課題

【政策・方針決定への女性参画】

☆ 本市の市議会や審議会における女性比率は県内では高い水準にありますが、30%程度にとどまっており、引き続き登用率の向上が必要です。また、女性の社会参加を支援する講座等の不十分さも課題となっています。

【地域社会における男女共同参画の推進】

☆ 地域活動への参加者が少なくなっている中で、女性も活動しやすい地域社会をつくることで、男女問わず地域活動の参加者を増やし、持続可能な地域社会を構築することが必要となっています。

【ワーク・ライフ・バランスの実現の推進】

☆ 本市の女性の労働率は全国的に見ても高いものの、管理職についている人は少なく、また結婚や出産期に女性が仕事を辞める傾向があります育児休業の取得推進や長時間労働の解消などワーク・ライフ・バランスの推進により、男女の家庭での家事・育児の負担の格差の是正が求められています。

【多様な価値観、人権と性の尊重】

☆ 男女共に無意識に性別による役割固定的な先入観や思い込みを持つてしまうことがあります。性的マイノリティ(LGBTQ、SOGI)に対する理解と支援が求められる中で、多様な性のあり方やジェンダー平等への意識啓発が必要となっています。

施策の方向

(1) 性別によらない誰もが活躍できるまちづくり

①政策方針決定への女性の参画拡大

審議会や市政の意思決定の場への女性登用の推進を図ります。女性のデジタル人材の育成等により女性の資質向上や処遇改善に努めます。また本市においても幹部職員への女性登用の推進を図ります。

②地域における女性活躍への推進

自治会・町内会、PTA等、地域における様々な取組課題の方針決定過程において、女性の参画を拡大し、女性の視点を反映した地域づくりを推進します。

③ワーク・ライフ・バランスの実現の推進

男女間の家事・育児の負担の格差の是正に取り組み、男女が家庭と仕事を両立でき、ウェルビーイングな暮らしができるように推進します。

(2) 性別によらない多様性を尊重したまちづくり

①多様性の尊重に係る意識啓発

無意識な性別役割分業意識（アンコンシャスバイアス）や多様な性のあり方に関する、意識啓発を行うことにより、男女や性的マイノリティの理解促進や人権に関する意識醸成を図り、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられるようにします。

(3) 性別によらない支え合いと安心のまちづくり

①健康と性の権利に関する啓発

リプロダクティブヘルス・ライツ（「性と生殖に関する健康と権利」）の正確な周知をはじめ、性別特有の健康問題や年齢にかかわらず、自らの意思や希望により生き方を選択し、必要なサービスを必要な時に受けられるよう教育や相談の機会の提供を行います。